

敦賀市地域防災会防災訓練等奨励助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域防災会に対し、自主防災訓練及び防災研修会（以下「訓練等」という。）を実施するために要する費用の一部を助成し、地域防災会の育成強化を図るため、敦賀市地域防災会防災訓練等奨励助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「地域防災会」とは、区長が所管する町内会又は自治会（以下「町内会等」という。）を単位として、地域住民が自主的に地域の防災活動等を行う組織をいう。

（助成の対象）

第3条 助成金の交付の対象となる者は、地域防災会及び地区防災計画を敦賀市防災会議に提案した地区とする。

2 隣接する2以上の地域防災会が合同で訓練を実施する場合は、各地域防災会とする。

（助成対象経費及び助成限度額等）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓練等のための会議に要する経費
- (2) 訓練等で使用する消耗品等の購入に要する経費
- (3) 講師の報酬費・謝礼
- (4) その他敦賀市地域防災連絡協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるもの

2 助成金の額は、別表に掲げる限度額の範囲とする。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする地域防災会は、助成金交付申請書（様式第1号）に、事業実施計画書を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の可否及び交付額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により地域防災会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の交付決定を受けた地域防災会は、当該助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、これを審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

- 2 会長は、助成金の額を確定した場合において、助成金の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、速やかに助成金確定通知書（様式第4号）により、その額を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の規定により助成金の額を確定したときは助成金を交付する。

(助成金の請求)

第10条 地域防災会は、前条の規定による助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第5号）を速やかに会長に提出しなければならない。

(この要綱に定めがない事項)

第11条 助成事業に関し、この要綱に定めがない事項については、敦賀市補助金等交付規則の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、敦賀市自主防災会運営費補助金を受けている場合は、その補助金を優先する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

助成限度額

対 象	訓練等参加者数	助成金の限度額
地域防災会	4 0 名未満	2 0 , 0 0 0 円
	4 0 名以上 1 0 0 名未満	2 5 , 0 0 0 円
	1 0 0 名以上	3 0 , 0 0 0 円
地区防災計画を敦賀市防災会議に提案した地区		5 0 , 0 0 0 円

敦賀市地域防災会防災訓練等奨励助成金交付要綱の
取り扱いについて

1 要綱第4条第1項第2号に規定する「訓練等で使用する消耗品等」とは、次のとおりとする。

- ・ 初期消火訓練に係る消火器の入替え薬剤等
- ・ 炊き出し訓練に係る材料等
- ・ 避難救出訓練に係る三角巾、救急薬品等
- ・ 訓練や研修会に係る記録写真代等
- ・ その他必要とされる消耗品

2 防災資機材等の貸し出しについて

市は、備蓄している防災資機材等のうち、地域防災会に貸し出しできるものは、借用書の提出があった場合、地域防災会に防災資機材等を貸し出しするものとする。

3 非常食等の譲渡について

市は、備蓄している非常食等の賞味期限もしくは消費期限が近いものは、訓練等に使用する場合に限り、地域防災会に譲渡するものとする。